

# 青森県報

第三千百十八号

平成二十一年  
八月三日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出	同	二
公共測量の実施	監理課	三
右 同	同	三
証紙売りさばき人の指定	出納課	三
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	四
建設業者の許可の取消し	(三八地局)	四
右 同	(同上)	四
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任	(東青地局)	四
土地改良区の役員の退任	(同上)	五
右 同	(同上)	五
土地改良区の役員の就任	(中民局)	六

## 告 示

### 青森県告示第五百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業の種類		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八一	通所リハビリテーション	八戸在宅クリニック	八戸市大字岩泉町七		平成三・六・一
〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃		〃
有限会社つじ産業	むつ市大畑町本門寺前一四の六	通所介護	夢・プラザデイサービスセンター	むつ市大畑町中島六〇の一		三・七・一
倉石ハート株式会社	三戸郡五戸町大字倉石中一	認知症対応型通所介護	グループサイブホ荘	下北郡佐井村大字佐井原田川目一九の一		〃

### 青森県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名	居宅介護支援事業者	名	居宅介護支援事業所	指定年月日
称		称		
所在事務所所在地		所在地		

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第五百十八号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。  
 平成二十一年八月三日

名	称	所在事務所所在地	介護予防事業の種類	名	称	所在事務所所在地	指定年月日
"	社会福祉法人鶴住会	北津軽郡板柳町大字野中二丁目二〇番二	介護予防訪問介護	ホームヘルプサービス	北津軽郡板柳町大字野中二丁目二〇番二	三・六	一
"	倉石ハルネ株式会社	三戸郡五戸町大字倉石中一丁目一	介護予防認知症対応生活型介護	グループホームさいづ	下北郡佐井村大字佐井原田川目一九番一	三・七	一
"	有限会社つじ産業	むつ市大畑町六本門寺前一丁目四番六	介護予防通所介護	夢・プラザセイタービル	むつ市大畑町中島六〇番一	三・七	一
"	医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八	介護予防通所リハビリテーション	八戸在宅クリニック	八戸市大字岩泉町七	平成三・六	一

青森県告示第五百二十号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	名称	所在地	変更年月日
ズサンライズ	有限会社サンライズ	ケアライズ	株式会社フ青森	居宅介護事業所	名称	弘前市大字宮川三丁目二番二	平成三・四
二丁目四七の二	上北郡東北町旭南三丁目一	ケアライズ	青森市卸町三の五	居宅介護事業所	名称	弘前市大字神田二丁目六番一	平成三・四
"	"	訪問介護	株式会社フ青森前営業所	居宅介護事業所	名称	弘前市大字上北郡東北町旭南三丁目六番一	平成三・三
ズサンライズ	有限会社サンライズ	ケアライズ	株式会社フ青森前営業所	居宅介護事業所	名称	弘前市大字上北郡東北町旭南三丁目六番一	平成三・三
二丁目二九六の二	上北郡東北町旭南三丁目九番六	ケアライズ	株式会社フ青森前営業所	居宅介護事業所	名称	弘前市大字上北郡東北町旭南三丁目九番六	平成三・三

青森県知事 三村 申 吾

平成二十一年八月三日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

株式会社三輪商事	弘前市大字代官町一〇二	居宅介護支援事業所くまぶつしや	弘前市大字代官町一〇二	平成三・七
----------	-------------	-----------------	-------------	-------

示す。

平成二十一年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区分	
株式会社 ケアライ フ青森		株式会社 ケアライ フ青森		名称	介護予防事業者
青森市卸町 三の五		青森市卸町 三の五		主たる 所在地	事業所
訪問介護		訪問介護		事業の種類	
株式会社 ケアライ フ青森 前営業所		株式会社 ケアライ フ青森 前営業所		名称	介護予防事業所
弘前市大字 宮川三丁目 三の二		弘前市大字 宮川三丁目 三の二		所在地	
平成 二〇一 一		平成 二〇一 一		変更 年月 日	

青森県告示第五百二十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
東北地方整備局
- 二 測量の種類  
公共測量（道路計画）
- 三 測量の期間

平成二十一年七月十五日から同年十一月三十日まで

四 測量の地域

つがる市木造越水（西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町地内）

青森県告示第五百二十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

東北地方整備局

二 測量の種類

公共測量（上北天間林道路計画図作成）

三 測量の期間

平成二十一年六月三日から同年十一月三十日まで

四 測量の地域

上北郡東北町大字大浦（上北郡七戸町字附田向地内）

八戸市大字是川地内

青森県告示第五百二十三号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十一年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
弘前市大字宮園四丁目一八の六  
毛内 初雄

- 二 指定年月日  
平成二十一年七月二十七日
- 三 売りさばき場所  
弘前市大字神田五丁目八の七

**公 告**

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十一年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称 三沢市前平二丁目一の二から一の九まで及び二の二から二の二〇まで（第七工区）	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 三沢市桜町二丁目一の三八 三沢市土地開発公社
---	---

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大地建設株式会社
- 二 代表者の氏名 中館 文雄
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字下亀子谷地二八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第五五四四号

- 五 取消年月日 平成二十一年七月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社県南設備工業
- 二 代表者の氏名 山田 靖博
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市元町西三丁目二の一八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一一一二五号
- 五 取消年月日 平成二十一年七月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**出 先 機 関**

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十

七項の規定により公告する。

平成二十一年八月三日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	森 清秀	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一六	平成三・四・二就任
"	坂本 宏孝	大字中沢字浪返七六	"
"	若佐 秀雄	" 字池田一	"
"	高田 栄	大字郷沢字浜田一四	"
"	大宮 正志	" 一四〇の	"
"	吉崎 治八	大字蓬田字汐越一三の五	"
"	三上永久男	" 七二	"
"	森 弘美	大字阿弥陀川字汐千七七	"
"	青木 繁一	" 八の	"
"	小松 国光	" 五六	"
"	佐藤 信彦	大字長科字浦田二六の二	"
"	小鹿 正博	" 一一の一	"
"	坂本 昭栄	" 字川瀬三五の四	"
"	坂本 信義	大字蓬田字汐越三二の二	"
"	坂本 祐一	大字中沢字浪返一五の一	"
"	森 清秀	大字長科字川瀬一九の一	三・四・二退任
"	若佐 秀雄	大字阿弥陀川字汐千一六	"
"	青木 繁一	大字中沢字池田一	"
"	大宮 正志	大字阿弥陀川字汐千八の	"
"	吉崎 治八	大字郷沢字浜田一四〇の	"
"	三上永久男	大字蓬田字汐越一三の五	"
"	森 弘美	" 七二	"
"		大字阿弥陀川字汐千七七	"

区役員の別	氏名	住 所	退任の年月日
監事	小松 国光	大字長科字川瀬三五の四	"
"	坂本 昭栄	大字中沢字浪返七六	"
"	坂本 宏孝	大字郷沢字浜田一三	"
"	高田 萬	大字阿弥陀川字汐千四九	"
"	八戸 年美	大字長科字浦田二六の二	"
"	佐藤 信彦	大字郷沢字浜田一四	"
"	高田 栄		"

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、原別土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月三日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

区役員の別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	星野 美次	青森市大字泉野字内野二四の六	平成三・四・三

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥内土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月三日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

区役員の別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	市川 勝信	青森市大字西田沢字浜田一一八	平成三・四・三

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月三日

中南地域県民局長 佐藤 修

理事	区役員の氏名	住所	就任の年月日
" 小枝 輝男 兜森 忠治		弘前市大字高杉字山下一三〇の五 大字糠坪字桜山一六四	平成三・四・一

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭